

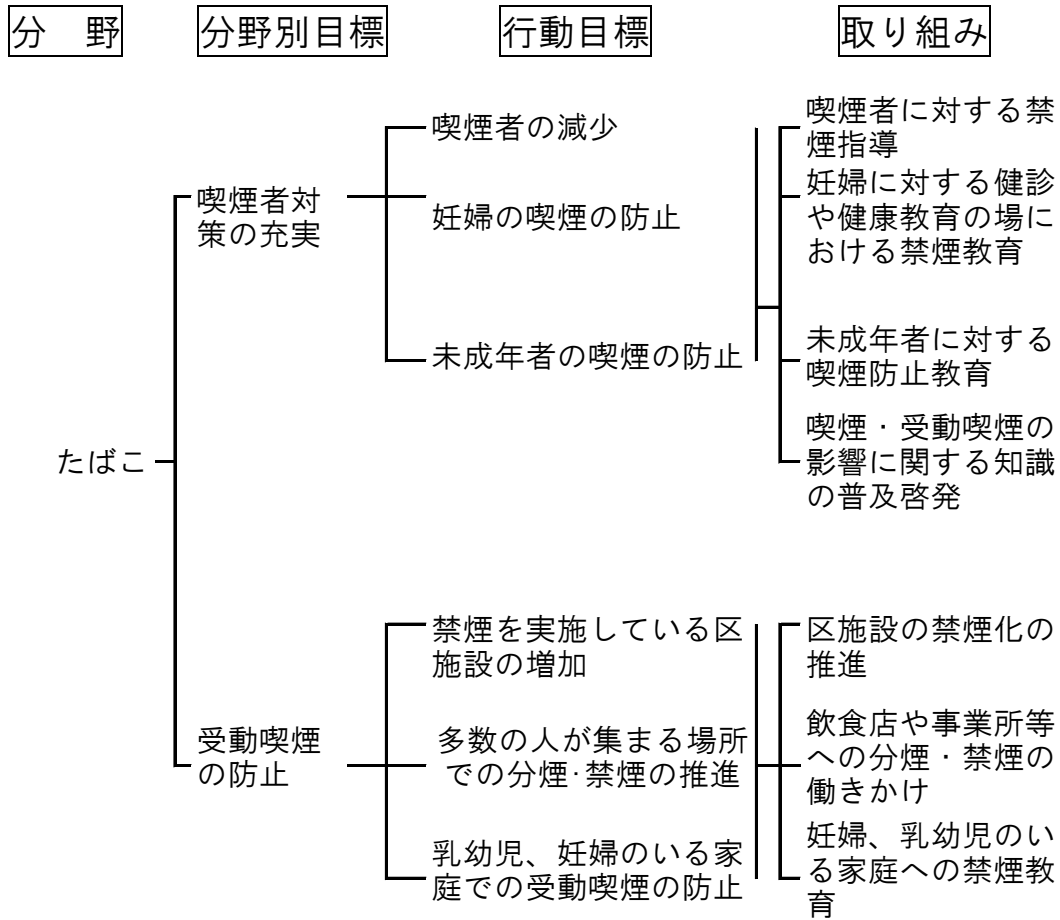
## 4 たばこ

たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子とされており、その健康への影響は喫煙者だけでなく家族や周囲の人々にも及ぶため、区民にとって重要な健康課題の一つとなっています。

喫煙、受動喫煙の健康影響についての普及啓発をさらに進め、未成年者や妊婦の喫煙防止に取り組みます。また、妊婦や乳幼児、非喫煙者が受動喫煙の影響を受けることのない環境づくりを進めます。



〔体系図〕



## [分野別目標1] 喫煙者対策の充実（重点）

## [ポイント]

文京区民の喫煙率は平成12年の文京区民健康意識・行動調査では、男性41.1%女性14.1%でしたが、平成18年の調査では男性30.9%、女性13.1%と減少しています。平成16年の国民健康栄養調査では男性43.3%女性12.1%であり、男性の喫煙率は国と比較してもかなり低く、女性についてはやや高い傾向となっています。妊婦の喫煙率は5.5%から3.5%へと低下しています。

特に未成年者の喫煙を防止し、妊婦の喫煙をなくす取り組みを進め、喫煙者に対しては自身の喫煙だけでなく受動喫煙の影響を含めた知識の普及啓発と希望者に対する禁煙指導、情報提供を積極的に行う必要があります。

[行動目標①]	
喫煙者の減少	
喫煙率（区）	男性 41.1%→30.9%→減らす
	女性 14.1%→13.1%→減らす
[行動目標②]	
妊婦の喫煙の防止	
妊婦の喫煙率（区）	5.5%→3.5%→0%
[行動目標③]	
未成年者の喫煙の防止	
区立中学校3年生の喫煙率	50%減

<p>取り組み① 喫煙者に対する禁煙指導</p>
<p>健康相談や事業所健診で、喫煙者の禁煙指導を行います。禁煙を希望する人には、禁煙外来を行っている医療機関を紹介するなどの、禁煙支援をしていきます。 (保健サービスセンター)</p> <p>特定健診やがん検診などを受診した喫煙者に対して禁煙指導を行います。 (医療機関)</p> <p>禁煙に対する指導・支援を受け、自ら禁煙に取り組みます。 (区民)</p>
<p>取り組み② 妊婦に対する健診や健康教育の場における禁煙教育</p>
<p>妊婦保健指導、母親学級、両親学級等の機会を捉えて妊婦及び家族に喫煙が胎児に及ぼす影響について指導を行います。 (保健サービスセンター)</p> <p>妊婦健診受診時に、妊婦及び家族に喫煙が胎児に及ぼす影響について指導を行います。 (医療機関)</p> <p>妊娠中の喫煙習慣が胎児に及ぼす影響について理解し、禁煙に取り組みます。 (区民)</p>
<p>取り組み③ 未成年者に対する喫煙防止教育</p>
<p>小学校、中学校において、対象年齢に応じた喫煙防止教育を継続して行います。 (教育指導課、学校)</p> <p>家庭において、子どもの喫煙防止に取り組みます。 (区民)</p>
<p>取り組み④ 喫煙・受動喫煙の影響に関する知識の普及啓発</p>
<p>健康相談、事業所健診、乳幼児健診、歯科保健相談等あらゆる機会を捉えて、喫煙・受動喫煙が喫煙者だけでなく子どもや妊婦、非喫煙者の健康に与える影響について指導を行います。 (保健サービスセンター)</p>

パンフレットや区報、ホームページなどで喫煙・受動喫煙の健康に与える影響について情報の提供を行い、知識を広めます。

(生活衛生課、保健サービスセンター)

## [分野別目標2] 受動喫煙の防止

### [ポイント]

区施設で屋内を禁煙としているのは保育園、児童館、幼稚園、小学校、中学校、地域活動センターや交流館、図書館など159施設(94.6%)、屋内に喫煙施設を設けているのは、シビックセンターや清掃関係施設など9施設(5.4%)となっています。前回調査時に比べ、受動喫煙防止に向けた取り組みは進んでいますが、受動喫煙の害に関する知識の普及を図り、区民の理解を得ながらさらに対策を強化していく必要があります。

今後は事業所や、多数の人が集まる飲食店などでの分煙化、禁煙化に向けて働きかけを強めていきます。また特に影響の大きい乳幼児や妊婦への受動喫煙の害をなくすため、家族単位での取り組みを支援していきます。

#### [行動目標①]

禁煙を実施している区施設の増加  
13施設→159施設→168施設

#### [行動目標②]

多数の人が集まる場所での分煙、禁煙の働きかけ

#### [行動目標③]

乳幼児、妊婦がいる家庭での受動喫煙の防止  
3歳児がいる家庭の喫煙率(区) 47.0%→28.0%→0%

---

※健康増進法第25条：

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

<p>取り組み① 区施設の禁煙化の推進</p>
<p>禁煙となっていない区施設の分煙状況を評価し、禁煙化を進めていきます。                  (生活衛生課、区関係各課)</p>
<p>取り組み② 飲食店や事業所への分煙、禁煙の働きかけ</p>
<p>区内飲食店への実務講習会、小規模事業所の健診の機会を捉えて分煙、禁煙化を働きかけます。                  (生活衛生課、保健サービスセンター、産業保健センター)                  職場や多数の人が集まる施設の分煙、禁煙化を進めます。                  (事業所、駅、商業施設等)</p>
<p>取り組み③ 妊婦、乳幼児のいる家庭への禁煙教育</p>
<p>母親学級や両親学級、乳幼児健診等の機会を捉えて、受動喫煙の影響について指導し、子育て家庭における禁煙を進めます。                  (保健サービスセンター、医療機関)</p>